○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百五号前橋都市計画道路事業三・四・四十九号敷島公園大師線

三　事業施行期間　自平成十八年十月十一日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第三百十三号太田都市計画道路事業三・二・二号東毛幹線

三　事業施行期間　自平成二十年八月二十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百一号伊勢崎都市計画都市高速鉄道事業一号東日本旅客鉄道両毛線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局相武国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

関東地方整備局長　下保　修

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

八王子市南浅川町二七八七番一地先から同市裏高尾町八六五番一まで　四五・〇〇～一九八・〇〇メートル　二一・四一二キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年三月二十四日

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　氷見市脇方字前田三〇六番二から同市脇方字前田三〇五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　一二・〇〇～一五七・〇〇メートル　五・八八五キロメートル

氷見市宇波字吉田一六七番一から同市稲積一一一番一まで　後　一一・四〇～一八七・〇〇メートル　五・八八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百七十号　氷見市宇波三〇番一から同市稲積一一一番一まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十五日

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百十六号及び二百八十九号　燕市吉田鴻巣字ヤケ七三番一から同市吉田鴻巣字糺九一番二まで　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日